

## 英国現代奴隷法に関するステートメント（参考訳）

### 1. 本ステートメントについて

英国の Modern Slavery Act 2015（以下、「Slavery Act」という）に基づき、矢崎総業株式会社（以下、当社）を親会社とする矢崎グループ（以下、当社グループ）が、自らの事業およびそのサプライチェーン内において現代奴隷ならびに人身取引が発生しないことを確保するために実施している措置を、本ステートメントにより開示する。本ステートメントの対象期間は、2024年度とし、当社については2024年6月21日から2025年6月20日まで、Yazaki Europe Middle East Africa NV およびその子会社である Yazaki Europe Limited（以下、YEL）を含む企業群（以下、矢崎 EMEA）については2024年4月1日から2025年3月31日までとする。

当社グループは、自らの事業およびそのサプライチェーンにおける現代奴隷ならびに人身取引に対し、全面的に反対の意思を表明する。

本ステートメントでは、現代奴隷や人身取引について、Slavery Act 上の定義および概念に従う。

欧州・中東・アフリカ地域の法人を含む当社グループのステートメントとして当社、矢崎 EMEA および YEL が合同で作成のうえ、それぞれ開示する。ステートメントを開示するにあたり、当社取締役会、矢崎 EMEA のマネージメントボードおよび YEL 取締役会は、当社製品のサプライチェーンにおける人権尊重の取り組みである本ステートメントの内容を確認し、各社それぞれが特定する人権課題を認識した。なお、矢崎 EMEA は YEL の直接の親会社であり、YEL は矢崎 EMEA と同様の取り組みをしている。

### 2. 組織および事業内容（2025年6月20日付のデータ）

当社グループの中核事業は、自動車部品の製造・販売である。またそれ以外にも、電線や空調機器、ガス機器等の製造・販売も行っている。

当社は、登記上の本社を東京に置くが、実質的な本社機能は静岡県裾野市に置いている。当社グループの法人数は148社、それらは46の国と地域に所在し、グローバルでの雇用総数は約218千名である。当社グループは、欧州、アジア、米州（北米・中南米）、アフリカといった広範な地域で事業を展開しており、英国における事業は、ベルギーの Lummen に本社を置く矢崎 EMEA および英国の Basildon に事業所を置く YEL が行っている。

### 3. サプライチェーンの概要

当社グループは、製品の部品や材料を、日本の国内外の様々な仕入先から購入している。

当社グループは、サプライチェーン内の取引先（一次仕入先）に対して、後述する関連方針に基づき、適切な対応を取ることを要請している。更に、より広いサプライチェーンに影響を及ぼすため、当社グループは、一次仕入先はもとより、その取引に関連する二次以降の仕入先に対しても、一次仕入先を通じて当社グループの関連方針を適用することを推奨している。これにより、サプライチェーン全体における現代奴隷および人身取引のリスクが低減するものと考えている。

### 4. 矢崎の関連方針

#### 方針の全体像

適用される法的要件および関連要請に基づき、当社は、自らの事業およびそのサプライチェーンにおいて、いかなる現代奴隷や人身取引もないことを確保するよう、グループとしての方針を策定し、役員、従業員および仕入先に対して周知している。これらの方針は、主管部署が起案し、当社の経営陣が出席する

適切な会議で確認・採択され、関係する当社グループの各部門・従業員に周知される。

具体例として、当社グループのグローバル方針類には、次のものが含まれる：

- ・矢崎グループ人権方針（日本語・英語）
- ・サステナビリティ方針（日本語・英語）
- ・責任ある鉱物調達方針（日本語・英語）
- ・行動基準（日本語・英語）
- ・仕入先様サステナビリティガイドライン（日本語・英語）

### 矢崎グループ人権方針

本方針は、人権尊重に関する当社グループの基本的な方針を定めるもので、「国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約、市民的、政治的権利に関する国際規約への第一及び第二選択議定書）」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の国際規範を支持・尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、国連指導原則）の実行を通じて、人権尊重の責任を果たすことを宣言している。

なお、本方針は当社グループ各社およびそのすべての役員・従業員に適用されるほか、当社グループの取引先等の関係者に対しても、賛同し、人権の尊重に努めていただくよう要請している。

### サステナビリティ方針（旧 CSR 方針）

当社グループは、社是「世界とともにある企業」「社会から必要とされる企業」実現のため、経営基本方針を定め企業活動を行っている。この経営基本方針に基づき、これまで CSR の観点から、ステークホルダーへの責任を明確にした「CSR 方針」を運用していたが、近年高まるサステナビリティへの期待を受け、事業を通じた社会価値創造の内容をさらに拡充した「サステナビリティ方針」を 2024 年 8 月に制定した。今後もステークホルダーの声に耳を傾け、事業活動を通じてサステナビリティ方針を主体的に実践することにより、社会の持続可能な発展に貢献することをめざしている。

### 責任ある鉱物調達方針

当社は、コンゴ民主共和国およびその隣接国を含む紛争地域や高リスク地域（CAHRAs-Conflict Affected and High-Risk Areas）において、児童労働を含むあらゆる人権侵害やその他の社会問題に由来する鉱物の使用を回避するため「責任ある鉱物調達方針」を制定している。当該方針に基づき、米国の金融規制改革法（ドッド・フランク法）や EU 紛争鉱物規則、OECD（経済協力開発機構）の「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」等、持続可能な調達に関する要請の高まりに応え、自社としての責任を果たすよう努めている。具体的には、仕入先や各種業界団体と連携しながら、当社製品に使用されている鉱物（錫、タンタル、タングステン、金、コバルト、マイカ）の産出元である製錬業者の調査を行い、責任ある鉱物調達を推進する国際的な団体である RMI（Responsible Minerals Initiative）の監査プログラムに適合した製錬所の使用に向けた取り組みを実施している。また、RMI の会員として、同団体による責任ある鉱物調達の推進活動に協力している。

### 行動基準

当社グループでは、各国・地域の法令や慣習、ならびにサステナビリティ方針に基づいた一貫した行動

を可能にするため、役員および従業員向けに行動基準を定めたハンドブックを作成している。本ハンドブックは前述のサステナビリティ方針に則り、「法令等の遵守」、「調達活動における配慮」、「人権の尊重」、「安全で健康的な労働環境」、「従業員の能力開発」等の関連セクションをカバーしている。特に「人権の尊重」のセクションでは、当社グループの事業活動において、強制労働および児童労働が行われないように細心の注意を払う旨を定めている。なお、2024年8月に制定した「サステナビリティ方針」を受け、本行動基準についてもその内容に基づき再整理を行い、社会的要請の変化も反映させた改訂を2025年3月に実施した。

矢崎 EMEA が管轄する地域においては、矢崎 EMEA が欧州地域の法人・役員および従業員に適用される Code of Conduct を策定し、事業活動における倫理的行動を定めている。この Code of Conduct は、域内法人による各国法令の遵守のみならず、すべての役員および従業員が、個人の責任として適用法令を認識、遵守するよう求めている。この Code of Conduct は、すべての役員および従業員が取引先と倫理的かつ誠実な関係を確保することを奨励し、地域社会や行政等すべてのステークホルダーとの信頼関係を強化することを目的としている。また、サステナビリティ方針、人権方針、Code of Conduct を基に、成果主義とチームワークの強い風土を醸成することで、役員および従業員が会社の発展についての当事者意識を共有できる職場づくりをめざしている。Code of Conduct には、社会の一員である矢崎 EMEA の責任の一環として、人権尊重の項目を独立して設けている。同項目では、強制労働や児童労働の防止についての取組みを規定している。この Code of Conduct は、Slavery Act の遵守を確実にする目的を含め、すべての役員および従業員が、すべての適用可能な法律および社内規則準拠して、社会的責任のある方法および倫理的に行動することによって、人権を保護するための行動の指標となる。Code of Conduct は、すべてのステークホルダーが閲覧できるよう、イントラネットおよびインターネットサイトで公開されている。

[https://www.yazaki-europe.com/fileadmin/user\\_upload/Yazaki\\_Europe\\_Code\\_of\\_Conduct\\_20210922.pdf](https://www.yazaki-europe.com/fileadmin/user_upload/Yazaki_Europe_Code_of_Conduct_20210922.pdf)

### 仕入先様サステナビリティガイドライン（旧仕入先様 CSR ガイドライン）

「仕入先様 CSR ガイドライン」は、法令等の遵守、人権の尊重、強制労働および児童労働の禁止、安全で健康的な労働環境の確保等がカバーされており、仕入先には、本ガイドラインの遵守と、違反等があった場合に速やかに当社に対し報告を行うことを求めてきた。

なお、本ガイドラインは、サステナビリティ方針に基づき、仕入先と共に持続可能な社会の実現を目指すため、2025年6月に「仕入先様サステナビリティガイドライン」へと改訂された。

矢崎 EMEA では、前述の「仕入先様サステナビリティガイドライン」に準ずる形で策定していた「Yazaki EMEA Business Partner Code of Conduct」の改訂版には、人権の全体的領域に1つの章を割き、関連するトピックを掲載している。この Yazaki EMEA Business Partner Code of Conduct は、矢崎 EMEA との協業を維持するために不可欠なビジネスパートナーに対する期待や最低限の要求事項が記載されている。これには、社会的責任や従業員・地域コミュニティに因んだ人権の尊重が含まれている。仕入先に対し署名を要求し、仕入先における本 Yazaki EMEA Business Partner Code of Conduct の条項への理解、共有、尊重と遵守を確認している。

矢崎 EMEA は、ビジネスパートナーに対し、これらの要求事項の単なる遵守だけでなく、彼らの従業員や経営陣、直接仕入先に対しても効果的に周知することを期待している。さらに、矢崎 EMEA は、サプライチェーン全体を通してこうした期待や最低限の要求事項について適切に伝達することもビジネスパートナーに期待している。

人権に関する章には、現代奴隷や人身売買を含む関連トピックがすべて網羅されている。この Yazaki EMEA Business Partner Code of Conduct は、サプライチェーンマネジメント活動の一環として、顧客からの要求事項を仕入先に伝える仕組みとして調達プロセスに組み込まれており、矢崎 EMEA の仕入先に展開されている。更新した Yazaki EMEA Business Partner Code of Conduct の認識と実効性を促進するため、E ラーニングのしくみを開発し、展開した。加えて、理解の深化、効果的な適用とサプライチェーンへの社会的要求や期待の普及のため、矢崎 EMEA 調達の担当者とのフィードバックセッションを設けた。また、将来取引の可能性のある新規仕入先を含むすべての仕入先に対し、信頼できるビジネスパートナーとしての期待を明確にするため、Yazaki EMEA Business Partner Code of Conduct とその訳文は、サプライヤー・ポータルでも公開されており、以下のリンクからアクセスできる。 (<https://www.yazaki-europe.com/supplier>)

## 5. リスクアセスメントおよびデュー・ディリジェンス

当社グループでは、児童労働・強制労働等の防止を含む人権全般に対する人権デュー・ディリジェンスを実施している。

具体的には、人権に関するリスク評価、ならびにリスク低減に向けた仕組みの整備状況および業務の適切性に関する点検を年次で実施している。これには、影響を受ける可能性がある属性のグループや NGO との対話、人権のインパクトアセスメントが含まれる場合がある。また、この点検には、児童労働・強制労働の発生を防ぐための項目も含まれており、それぞれの国・地域の就業最低年齢に則した採用のための年齢確認や、夜勤を含む健康・安全を脅かす可能性のある業務に従事させていないかといった法令に則った若年労働者への業務の配慮、労働者の意思に反する就労の有無についての状況確認が含まれている。拠点による評価・点検の結果は、各地域に設置された内部統制委員会に報告され、リスクへの対応状況や是正措置の適切性・十分性についての審議および対応状況のモニタリングが行われている。

2024 年度は、前年度に引き続き当社グループ法人が所在する全ての国・地域にて人権リスク評価を実施した。リスク評価の結果に基づき、リスクが認められた項目への対応について、各地域の内部統制委員会では報告を行い、事案のモニタリングを行っている。また、地域を統括する法人の責任者を集めて開催しているグローバル内部統制委員会では、全ての地域の人権リスク評価の実施状況やリスクの有無を共有した。今後も引き続きリスク低減に向け、グローバル全体で取り組みを進める。

また、自社拠点において児童労働が発生しないよう、当社グループ各社が所在する国・地域における国際規範や各国法令による就業最低年齢の遵守状況についての調査を実施し、対応状況のモニタリングを行っている。2024 年度は当社グループ各社が所在する 45 の国と地域にて実施し、全法人において問題は見つからなかった。今後も遵守状況を継続して確認していく。

加えて、サプライチェーンを含む人権デュー・ディリジェンスとして、前述の仕入先様サステナビリティガイドラインの展開および遵守要請と、仕入先に対して送付しているサステナブル調達に関する質問表を活用し、仕入先の人権尊重の取り組み実施状況を基にしたリスク評価を行っている。質問表の回答内容を基に、リスク低減に向けた取り組みのアドバイスやそのモニタリングを実施している。2024 年度は、海外地域を含む当社グループ全体で 657 社に対し人権デュー・ディリジェンスを行った。そのうち、日本国内で管轄している仕入先 321 社については、質問表による人権リスクに関する仕入先の自己評価の結果に基づき、詳細の状況を確認したい仕入先を選定し、現場監査を通して正確な現状把握や仕入先様サステナビリティガイドラインへの理解促進の取り組みを行っている。

矢崎 EMEA では、人権を含むリスクへの対処のためのリスクマネジメント活動をおこなっている。この活動は、日常管理の改善による潜在的なリスク低減のために全ての拠点で実施される施策を含む。

矢崎 EMEA では、グローバルな取組みとして進める人権に関するリスク評価・点検に加え、欧州における現代奴隷や人身取引等の主要な法的リスクに関するリスク管理活動を経営陣とともに継続的に実施している。これには、潜在的な懸念事項がある場合の継続的な特別管理レポート、年 2 回のリスク評価、矢崎 EMEA 内部統制委員会への報告が含まれる。このリスク管理活動を確実なものにするため、矢崎 EMEA のサプライチェーン全体のリスク管理に影響を及ぼすことが予想される EU コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令および関連する要求事項等の適用となる法令に関して、継続的に動向を注視し、必要な対応を行う。このようなリスクを管理するために、必要な内部統制を適宜実施する。

矢崎 EMEA では、復元力（レジリエンス）と人権を含むサステナビリティを確保するために設計された方法を通じて、サプライチェーンのリスクを積極的にモニタリング・管理している。矢崎 EMEA の仕入先管理・育成の活動の一部として、社会的取り組みの基準を含むサプライヤークオリティスコアカードを活用し、影響力の高い仕入先を月次管理している。2024 年度は、矢崎 EMEA は、サプライチェーンの要求事項とリスクを体系的に管理・評価し、継続的に監視するための活動を実施した。矢崎 EMEA は、サステナビリティの取り組みの全体的な強化のため、サプライチェーンにおける人権リスクを含むサステナビリティデュー・ディリジェンス評価を促進する適切なテクノロジーを選定し導入するためのプロジェクトを始動した。さらに、矢崎グループの全社的な取り組みの一環として、矢崎 EMEA は CSR セルフアセスメントを、選定した仕入先に対して実施した。これらの取り組みは、サプライチェーンリスクマネジメントの分野における規制要件の遵守と、データに基づく報告と意思決定をサポートする。

当社グループは、人権侵害を含む非倫理的、違法な行為を特定するにあたり、内部通報者が果たす重要な役割を認識している。当社グループでは、グローバルに適用される社内規程において内部通報制度の要件を定め、その規程に沿って、全ての矢崎従業員等が児童労働、強制労働や人身取引を含む会社内の不正・違法行為を通報することができる内部通報窓口を各地域に設置している。また、通報窓口は独立性の担保された外部弁護士事務所にも設置しており、このような社外窓口を設置していない地域には、社外窓口を設置することを推奨している。これらの窓口を利用する通報者の匿名性や秘密厳守の確保、通報したことによる報復等の不利益が及ばないように、通報者保護の仕組みも前述の社内規程で定めている。2024 年度は、日本では従業員に対し内部通報窓口に関するアンケートを実施し、周知や運用の改善に取り組んでいる。グローバルでは、前述に加え、重大な法令違反の早期発見と予防を目的として、海外拠点から本社へ直接通報を受け付ける「グローバル内部通報制度」の導入を決定した。現在、グローバル内部通報制度の規程の作成や先行して導入を予定する地域の関係法令調査等、グローバル内部通報制度の導入に向けた準備を進めている。

進化する法的要件、特に内部通報者の保護に関する法令を含むがそれに限られない要件に対応する形で、矢崎 EMEA は、従業員およびビジネスパートナーが報復の恐れなく、保護された機密性の高い方法で声を上げることができる、強固な通報管理制度をさらに強化・導入した。法令や矢崎内部のルールの違反（以下、違反行為）を報告するための、機密性が確保された安全なチャネルへのアクセスを容易にするために、インターネットおよびイントラネット上のリンクから社内外の個人がアクセスできるウェブベースの内部通報ホットライン（以下、「矢崎 EMEA SPEAK-UP LINE」）を運用している。矢崎 EMEA SPEAK-UP LINE に提供された情報は、不正アクセスから完全に保護されており、通報者は、氏名を明かす形または匿名のいずれでも通報を行うことが可能である。通報可能な違反行為には、人権侵害や現代奴隷および人身取引等の行為が含まれる。通報制度を通じて、矢崎 EMEA はサプライチェーンにおける人権侵害の特定、調査、是正を可能としている。適用される矢崎 EMEA グループ内部通報方針の下、善意で（潜在的な）違反行為を報告したすべての個人は報復から保護される。善意の内部通報者に対する報復は、それ自

体が違反行為とみなされ、該当する矢崎 EMEA の違反行為に対する処分に関するガイドラインに基づき、雇用上の制裁を含む処分の対象となる。

なお、2024 年度は、当社グループにおいて現代奴隷や人身売買に関する通報は報告されていない。

## 6. パフォーマンス測定

2024 年度は、前述の当社グループの拠点における人権デュー・ディリジェンスについて、当社グループ内の法人が所在する全ての国と地域で業務・管理の十分性・適切性に関する点検作業を行った。その結果、重大なリスクは確認されなかったものの、懸念が生じた事項については当該法人に対し詳細と対策の実施状況を確認し、モニタリングを実施している。

また、当社グループの拠点における就業最低年齢の調査は、欧州を含め、当社グループ法人が所在する 45 の国と地域で実施し、各国法令における就業最低年齢および罰則、各国法令に基づくルールの有無等を確認し、児童労働に関する違反が発生していないことを確認した。

仕入先に対する人権デュー・ディリジェンスについても、仕入先による自己評価と現場監査の結果、重大リスクがないことを確認した。併せて、仕入先における人権に関する課題やリスクの理解、更なる改善に向けた取り組みを促し、二次以降の仕入先への展開の重要性等について意見交換し、コミュニケーションを図っている。

矢崎 EMEA は、前述のリスクマネジメント活動におけるリスク評価を、より包括的かつ実効性のあるものとするべく、人権デュー・ディリジェンスの仕組みとの統合を進めている。この作業においては、統合した人権デュー・ディリジェンスのプロセスや対象範囲が、関連法規則等による要件を満たすことを確認している。

2024 年度は、人権デュー・ディリジェンス調査を矢崎 EMEA が管轄する 19 か国 33 か所で実施した。この評価結果に基づいて、現代奴隷や人身取引に関する具体的なリスクは確認されていない。潜在的な問題があれば、矢崎 EMEA 内部統制委員会およびグローバル内部統制委員会に現代奴隷と人身取引のリスク軽減と防止のために報告され、継続的な改善が行われる。また、救済措置への対応についても実行される。

## 7. 教育と周知

当社グループは、前述の行動基準またはそれに準ずる文書を、各種社内教育において活用し、それらの内容に関するマネジメント層および従業員への周知、理解浸透を図っている。

例えば、マネジメント層が出席するグローバル内部統制委員会において、人権に関する法規制やリスクの事例といった最新動向や、当社グループの取り組みの実施状況を報告している。管理職、新入社員、中途採用社員等を対象としたサステナビリティ研修の中で、人権の尊重や配慮について理解を深めることを目的に、人権に関するフレームワークの紹介や、自らの事業およびそのサプライチェーンにおける強制労働・児童労働等の人権リスクに関する説明を継続的に実施している。

さらに、仕入先に対しても、当社グループのサステナビリティ方針および当該年度の調達方針を説明する機会を設け、これらに基づく要請事項を定期的に説明し、双方の理解の共通化、深化を図っている。

矢崎 EMEA は、域内の役員および従業員に対し人権に関するトピックを含む Code of Conduct の周知等のさらなる普及・啓発と関連する教育活動を継続する。

本ステートメントは、2025年8月28日開催の矢崎総業株式会社の取締役会、2025年9月16日付のYazaki Europe Middle East Africa NVのマネージメントボード、および2025年9月15日付のYazaki Europe Limitedの取締役会において審議の上で承認された。

矢崎 陸

---

署名日 2025年8月28日

矢崎 陸

矢崎総業株式会社

代表取締役社長

山本信幸

---

署名日 2025年9月18日

山本 信幸

Management Board Member

Yazaki Europe Middle East Africa NV,



---

署名日 2025年9月18日

Hans Lemmens

Director

Yazaki Europe Limited.,